

## 元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス

柴野浩樹

キーワード

ローマ軍 下士官 プリンキパレス インムネス

はじめに

元首政期のローマ軍が複雑な内部構造を有していたことはよく知られている<sup>①</sup>。とりわけ、一般兵士と百人隊長の間には、一見奇異に映るほど膨大な数の役職が、一定の階級序列 (Rangordnung) にしたがって配置されていた。これらの役職は大きく二分され、それぞれプリンキパレス (principales) とインムネス (imunes) というふたつの総称のもとにまとめられていた。このふたつのグループは、百人隊長位の下に位置づけられているゆえに、今にちの研究では一般に「下士官階級」に相当するものとして理解さ

れることが多い<sup>②</sup>。そこから必然的に、経験を積んだ兵士としてのイメージが強調されている。

プリンキパレスとインムネスには、後に史料でも見るように、百人隊長の軍旗手や軍団の鷲旗手、百人隊長の副官、伝令兵といった、部隊運用に必須の役職から、例えばザック製造役や屋根葺き役といった、そもそも軍団の恒常的な役職とは考えにくいものまで、非常に雑多な役職が含まれている。これらの役職のうちあるものについては、優に共和政中期にまで遡って確認されるものがあるが、その反面、軍隊用語としてプリンキパレスとインムネスの語が史料上に初めて確認されるのはいずれも下って後二世紀前半のこ

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス(柴野)

とである。<sup>3)</sup> それゆえ、役職の方が時代的に先行しているの  
であって、プリンキパレスとインムネスがそもそも雑多な  
諸役職を束ねるための「階級」であったのかさえ、自明の  
ことではない。

つまり、プリンキパレスとインムネスのローマ軍制にお  
ける位置づけは、これを「下士官階級」として一言に片づ  
けられるほどに単純ではない。それに対し、共和政期以来  
の政治・軍事制度であるケントゥリア制度を受けついで百  
人隊 (centuria) を指揮する百人隊長 (centurio)、最高司  
令官である皇帝の代理 (legatus) として軍団を指揮する軍  
団長 (legatus legionis)、やはり共和政期のトリブス制度  
の名残として軍団長の高級幕僚をつとめる軍団副官 (tribunus  
militum)、これらのポストはいずれも、その軍制における  
階級的位置もその職務も自明である。これらとプリンキパ  
レスないしインムネスを同列に論じることはできない。

最近、プリンキパレスとインムネスのなかでも特定の役  
職について、とりわけ軍団を離れて行政分野で活動したベ  
ネフィキアリウス (beneficiarius) やフルメンタリウス  
(frumentarius) などについて、研究者の関心が集まってき  
ている。その際、こうした役職がそもそも軍制に占めた位  
置について、十分な配慮がなされないことが多く、たいて  
いはその「下士官」としての、つまり練達した兵士として

の性格がア・プリオリに想定されている。それゆえ我々は、  
個々の役職に注目するよりもまず、その総体としてのプリ  
ンキパレスとインムネスについて、軍制上の定義を試みて  
おく必要があると言えよう。

ところが、プリンキパレスとインムネスは、百人隊長と  
比べるとあまり注目されてきたとは言えない。たしかに百  
人隊長位は一般兵士が望みうる事実上の最高位であり、そ  
の部隊における重要性和社会における高い威信ゆえに、当  
然注目に値する。<sup>5)</sup> けれども、百人隊長に力点を置くこれま  
での見方は結果的に、それより下位の階級を「百人隊長位  
へと近づくための階梯」という程度の位置づけに収斂させ  
てしまった。プリンキパレスとインムネスはともに、数多  
くの役職から成り立っている。一般兵士がどのような順序  
でこれらの諸役職を歴任し、最終的には百人隊長位に達し  
たのか、これがプリンキパレスとインムネスに対する従来  
の研究の基本的な態度であった。我々はすでに、そこに含  
まれる諸役職のカタログと、百人隊長位に至るまでの一般  
的な昇進パターン<sup>6)</sup>の双方について、かなりの知見を有して  
いる。反面、このような研究動向にあっては、そもそのもの  
プリンキパレスとインムネスを軍制上にどう定義するの  
かという観点は、これまでの研究から決定的に欠落してしまっ  
た。本稿はその欠落を多少とも埋めようとするものである。

## 一 「将校」「下士官」「兵士」の概念とローマ軍制

今にちでは一般に「下士官」として理解されるプリンキパレスとインムネスについて、その軍制上の位置を検討するには、まずローマ軍制の基本的な構造を理解しておく必要がある。

ローマにかぎらずいつの時代でも軍隊は、大きく分けて「将校(士官)」と「兵士(兵卒)」というふたつの階級から成り立っていた。ふたつの階級の境界線は非常に厳格であつて、通例、兵士が昇進を重ねても将校に至るのは不可能であるか、たとえ可能であつても稀である。そのなかで、一般的な歴史概念としての「下士官」とは、とりわけ軍隊将校職の買官制が発達した一六〜一九世紀の欧州諸国で見られたように、国家官職として国王の任命状をもって任官される将校(尉官以上)と異なり、現場の各将校が責任主体となつて国王の任命状なしに任官した階級のことである(伍長・軍曹・曹長に相当)。それゆえ英語では文字通り non-commissioned officer (NCO) と呼ばれている。彼らは将校と兵士の中間に位置し、兵士から成る最小の作戦行動単位(班)を指揮したが、先の二階級区分では明確に兵士の側に属し、将校へのさらなる昇進を遂げることはまずありえなかつた。

ローマ軍もまたその歴史を通じて、将校と兵士のふたつの階級から成り立っていた。ことに共和政期ローマ軍の場合には、このふたつの階級はそれぞれ、市民によつて選出された公職者(magistratus)と、公職者が所定の手続きに則つて召集した市民兵とに対応し、それゆえこの二階級区分はすぐれて自明のことであつた。将校はコンスルとプラエトルを頂点に、次いで軍団副官(トリブヌス)から構成され、他方、兵士(miles)はごく一般の兵卒から、召集された兵士集団を母体として内部選抜される百人隊長(centurio)までを含んでいた。

この点について、マリウスの「軍制改革」以前のローマ軍制を詳述したポリュビオスは、軍団の編成手順を次のように説明している(第六卷一九〜二五章)。それによると、軍事的危機に際して最高司令官であるコンスルは、(ここでは全四個軍団として)まず二四名のトリブヌスを任命し、各軍団に六名ずつ配分する。このコンスルとトリブヌスは軍の将校であると同時に、ローマの公職者でもあつた。それから、兵員名簿に基づいて市民から兵士を召集し、彼らを所定の手順に則して各軍団に配分する。その後、各軍団内で召集された市民兵のなかから百人隊長らの選出が行われる(二四章)。まず、六名のトリブヌスが「手柄を加味して(都合六〇名の)百人隊長(taxiarchos = centurio)を

選出する。<sup>⑧</sup>「今度はまた、彼ら（百人隊長）自身がそれぞれ同数の百人隊副官(*optio* = *optio*)を傍らに選び出す。」この百人隊二個が束ねられて中隊が編成されると、「それから、彼ら（百人隊長）自身が各中隊ごとに残りの兵士から、もつとも力がありもつとも勇敢である男二名を軍旗手(*semaiphoros* = *signifer*)に選出する。」同様の手順で騎兵隊が編成されると、ローマ軍の編成が完了する。

公職者として選出されるコンスルとトリブヌスとは別に、百人隊長以下の階級は均質な市民集団からそれぞれ、百人隊長はトリブヌスによって、百人隊副官と軍旗手は百人隊長によって、編成の度にその都度選ばれていたことが判る。ちなみに、この百人隊副官と軍旗手は、元首政期にはプリンキパレスに含まれていた。この選出過程の違いに、「将校」と「兵士」の二階級区分の境界線があったのであり、実際、軍隊の職業化が進んだ共和政末期においてさえ、百人隊長から上位の将校階級へと昇進した事例はほとんどなかったのである。<sup>⑨</sup>百人隊長は本来、一般的な歴史概念との整合性を重視するならば、完全に「下士官」の範疇に適合した。この原則は元首政期の軍隊にも本質的にはあてはまるが、この時代の百人隊長は最下級の将校と同等かそれ以上の俸給額を受け取っており（兵卒の五〜二〇倍）、さらにその任官では明らかに皇帝の判断が最終決定をなしたと考えられ

ることから、共和政期とは比較にならないほどに將校的性格を強めたと考えてよい。現実には、百人隊長から上位の將校への昇進階梯が制度的に準備され、また、本来であれば將校階級の軍歴を歩むべき騎士身分の若者が自ら望んで百人隊長として入隊する事例が見られるなど、百人隊長位は二階級区分の境界線をまたいで將校階級のうちにその位置を占めた。しかし、百人隊長は依然「兵士 *miles*」の範疇に含まれており、兵卒が現実には期待しうる最高位は百人隊長位までであった。元首政期の百人隊長は、厳密な階級序列と昇進階梯の点では共和政期と同じく兵士階級に属しつつも、実質的には將校に比肩する存在であったことになる。<sup>⑩</sup>

この二階級区分の文脈においてプリンキパレスとインムネスが「兵士」の範疇に属したことは、後三世紀半ばでも碑文史料中に軍人が、例えば *miles beneficiarius* などのように、自らが就いたプリンキパレスないしインムネスの役職名を「一般兵士 *miles*」や「一般騎兵 *equus*」と併記している事例があることから明らかである。さらに、後に見るように、古代末期の軍事著述家ウエゲティウスは、プリンキパレスについての節（第二巻七章）で *miles principes* と明記している。

ここで注目したいのは、プリンキパレスとインムネスがいわゆる「下士官」に相当したのか、ということにある。

この「下士官」という歴史概念は、プリンキパレスとインムネスの定義を試みる際の物差しとして、一定の有効性があると思われる。この観点から問うべき第一の問題は、さなる昇進可能性如何である。もつともこれについては、一般兵士から百人隊長にまで昇進した者の多くは、プリンキパレスないしインムネスの役職を最低ひとつは歴任していたことを指摘すれば事足りるだろう。つまり、それ以上は昇進できないという「上限」ではなかったということである。第二に、一般兵士との関係である。いわゆる「下士官」とは、小部隊であれ兵士集団からなる部下を率いる指揮官であり、したがって一般兵士にとつての「上官」であつた。このような概念がプリンキパレスとインムネスにあてはまるのだろうか。第三に、その任官を命じた責任主体はどこにあるのかという問題がある。元首政期には百人隊長位への任官は皇帝の裁可を必要としたが、プリンキパレスとインムネスの場合はどうであつたのか。以下、本稿ではこの第二と第三の問題に一定の答えを出すことで、我々の課題に少しでも応えることにしよう。

## 二 古代史料におけるプリンキパレスとインムネスの定義

具体的な検討の手はじめに、当のローマ人自身がプリンキパレスとインムネスをいかに定義していたのか、それを探ることから始めたい。実のところ、直接関係する史料はプリンキパレスとインムネスについて、それぞれひとつずつあるにすぎない。インムネスについては後二世紀後半の法学説、プリンキパレスについては古代末期の軍事著述家ウエグテイウスの一節だけである。問題は、その定義が非常に漠然としてしていることにある。以下、少々長くなるが全文を訳出して検討してみたい。

まずインムネスについては、タルンテヌス・パテルヌスの法学説にその定義がある。パテルヌスは軍法の専門家で、マルクスとコンモドウス両帝の下で近衛長官であつた。彼は次のように述べる<sup>1)</sup>。

ある兵士たちには、彼らの立場がいつそう重い雑役からの免除を与えている。以下の者たちがそうである。測量官、病院副官、医療役、ザック製造役、堀を掘削する工人、獣医、建築士、舵手、船大工、投射兵器製造役、鏡製造役、工人、弓手、銅鍛冶、雌牛像彫像役、荷車製造役、屋根葺き役、刀工、水道監督役、ラッパ製造役、法螺製造役、弓製造役、鉛工、鉄鍛冶、石工、石炭を乾かす者たちと木材を伐採する者たち、木炭を切り出しする者たち。これと同じ部類には、以下の者たちが含まれるのが習わしである。屠殺役、獵士、供犠補助役、工場副官、病人

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス（柴野）

に仕える者たち、さらに、（他の者に技術の）教授も可能な書記役、穀倉担当の書記役、預託金担当の書記役、所有者不在地所担当の書記役、首席吏員補佐役、馬丁、研磨役、武器管理役、触れ役、ラッパ手。それゆえ、彼らはすべてインムネスに含まれる。

ここでインムネスを定義するのは事実上、最初の文と最後の文だけである。すなわち、「立場 *condicio*」ゆえに「雑役からの免除 *uacatio munerum*」を与えられた兵士がインムネスだ、と述べているにすぎない。この *munus* とは「義務」を意味する一般名詞であるが、軍隊においては、軍営の造営、各種工事、歩哨など、一般兵士が日常の軍営生活で果たす様々な「雑役」を指す語でもあった。そもそも、*immunes* とは *munus* から自由であることを意味する形容詞である。中間部分には、一見して微細で雑多な役職名が列挙されているが、これらが最初の文が言うところの「立場」にあたる。換言すれば、ある特定の職務を果たすために他の雑役を免除されていたのがインムネスだ、ということになる。

他方、プリンキパレスについては、ウエグティウスが次のように述べる。

軍団プリンキパレスの称号と階級

軍団の古の編成を説明するために、プリンキパレス *principales milites* — 厳密な言葉を用いるなら将校 *principia* — の称号と階級とを、現今の名簿に則して述べることにしよう。

上級軍団副官（Ⅱ軍団長）は、皇帝の判断による聖なる書簡を通じて任命される。下級軍団副官（Ⅱ軍団長代理）は、その働きの結果（その地位に）達する。ところで軍団副官（トリプヌス）は、トリプヌスからそう名づけられている。というのは、かつてロムルスが最初にトリプヌスから選出したとされる兵士たちを管理しているからである。

百人隊長は、戦闘において「なぜなら第一人者であるから」百人隊を指揮する者がそう呼ばれる。アウグスタレスは、アウグストゥスによって百人隊長に編入された者がそう呼ばれる。フラウィアレヌスもまた、いわば第二のアウグスタレスのように、ウエスパシアヌスによって軍団に加えられた。

鷲旗手は鷲旗を携行する。帝像手は皇帝の肖像を携行する。百人隊副官は、「指名すること（指名されるべき者）」から名づけられた。なぜなら、上官が傷病によって動けない場合、彼らが、あたかも指名された上官代理であるかのように、全体を統括する習わしだからである。軍旗手は軍旗を携行する。今にち彼らは龍旗手と呼ばれている。伝令兵は、兵士の天幕班を通じて指令板（の内容）を周知させる。ところで、司令官の命令は指令板によって説明され、この命令によって軍隊はなんらかの任務なり戦闘へと行動するのである。教練兵すなわち軍旗前衛兵は、彼らの働きと熟練によって教練場における訓練の様式が

高められるがゆえに、そう呼ばれる。檢地官は（部隊に）先行して軍營のための土地を選ぶ。ベネフィキアリウスは、軍團副官の恩顧によって昇進させられるので、そう呼ばれる。書記役は、兵士に関する業務内容を書類に記録するので（そう呼ばれる）。ラッパ手、角笛手、法螺貝手は、ラッパや青銅角笛、法螺貝を吹いて戦鬪を開始するのが習わしである。二倍給兵は二倍の俸禄を受け取る。基本給兵は基本給を（受け取る）。測量官は、軍營においては兵士が幕営する土地を歩測にしたがって測量し、また都市においては宿営を（兵士に）割りふる。二倍給の鎖首飾りを授与された兵士と基本給の鎖首飾りを授与された兵士。純金の鎖首飾りは剛勇さへの賞与であり、この者はこれを、賞賛とときに二倍の俸禄に加えて手にすることになる。二倍給兵と一倍半給兵。二倍給兵は二倍の、一倍半給兵は一倍半の俸禄を受け取る。二倍給昇進候補兵と基本給昇進候補兵（もいる）。以上が、特権によって守られたプリンキパレス *militis principes* である。残りの者は雑役負担兵と呼ばれる。それと、彼らは雑役を果たさなければならぬからである。

この文はウエゲティウス自身の錯誤ゆえに、やや判りにくくなっている。冒頭で明らかなように、彼は *principales milites* と *principia* とを混同しているのである。前者が我々が言うところのプリンキパレス、後者は古代末期には「将校」全般を指す語であった。それゆえ、この文で「上級軍團副官は *tribunus maior*」以下の段落と「百人隊長は

*ordinari*」以下の段落は、本来 *principia* の範疇に入れられるべきであり、「鷲旗手は *aquilifer*」以下の段落が我々に関係するプリンキパレスの定義となる。

先のパテルヌスの法学説同様、ここでも大半は個々の役職の列挙に割かれているが、それぞれの職務はもう少し實質的に作戦行動や部隊運用に関するものとなっている。しかし、例えば「書記役 *librarius*」が両方に挙げられていることは我々を混乱させる。プリンキパレスの具体的な定義は最後の段落だけであり、「特権 *privilegia*」によって守られた兵士がプリンキパレスだ、としている。この「特権」の内容は続く一文が明らかにする。つまりプリンキパレスは「雑役 *munera*」を果たすべき「雑役負担兵 *munifices*」とは対置される存在なのであって、したがって、この「特権」とは「雑役」の免除だということになる。その前段では個々の役職が果たすべき職務が特定されている以上、ここでもインムネス同様、ある特定の職務遂行と引き替えに雑役を免除されたプリンキパレス、という定義が浮かび上がる。

この *munifices* とは *munus + tacere* すなわち「雑役を果たす」を本来意味する語である。「雑役負担兵」については、ウエゲティウスの他の一文が説明する。

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス(柴野)

けれども正規の兵士でさえ、輜重、つまり薪材・馬草・水・藁を軍営に搬入していた。実際(彼らは)これらの雑役をこなすゆえに、雑役負担兵と呼ばれている。

「雑役負担兵 *munitices*」又は「雑役 *munera*」を果たすべき「正規の兵士 *legitimi milites*」(つまり)一般の兵士を指す語であることが判る。

言うまでもなく、パテルヌスによるインムネスの定義とウエゲティウスによるプリンキパレスの定義は、同一のことを述べているにすぎない。ともに、特定の職務に専従するために雑役を免除されているのがプリンキパレス、ないしインムネスだ、と定義しているだけなのである。それについて両者は、一部重複するものの大部分は異なる多くの役職名を列挙している。これだけでは、そもそもプリンキパレスとインムネスが別個のグループであったのかさえ判断しがたい。強いて挙げるならば、プリンキパレスに含まれる役職の方が、軍団内において恒常的かつ実質的に機能するものであったと見えることだけであるが、これも確たるものではない。また、パテルヌスのインムネス定義では「雑役負担兵」への言及がないにせよ、インムネスには雑役からの免除が適用される時点で「雑役負担兵」との対置関係は書かずとも自明であるから、これさえもプリンキパレスとの差異にはならないのである。さらに言えば、パテルヌ

スとウエゲティウスのリストは、碑文史料とパピルス史料から知られている、プリンキパレスとインムネスの諸役職を網羅してさえない。例えば、プリンキパレスのなかでもとくに格が高かった「総督付首席吏員 *cornicularius consularis*」がリストから完全に欠落している。

結局、古代の史料から明らかとなったように、プリンキパレスとインムネスを他の一般兵士と区別するのは、第一に特定の職務への専従であり、第二にその裏返しとして雑役の免除であった。一般兵士と百人隊長の中間に位置するとされるこのふたつのグループについて、当のローマ人たちはなにかしら「階級」的な要素をほとんどまったく意識していなかったことになる。

我々はこのようなローマ人の認識を、実際にプリンキパレスの一員となった兵士本人の書簡を通じて確かめることができる。一〇七年、アラビアに駐屯する軍団兵士ユリウス・アポリナリウスが、エジプトの郷里カラニス村にいる家族に宛てた書簡である。

私はサラピス神に、そしてまた幸運の女神に感謝します。まわりの(兵士)みんなが丸一日石材の切り出しで疲れ果てているのに、プリンキパレスである私は、なにかしら動きまわることもないのですから。

プリンキパレスとなったアポリナリウスの言葉の力点は、一般兵士の上官になった、昇進したということではなく、雑役から免除されたという一点にのみあつたのである。

### 三 軍制におけるプリンキパレスとインムネスの位置

古代ローマ人が残した記述からは、プリンキパレスとインムネスの軍制上の位置について、ほとんどなにも判らなかつたと言つてよい。そこで我々としては、異なる視座から検討する必要がある。すでに述べたように、プリンキパレスとインムネスは百人隊長と一般兵士の中間に位置するというのが共通認識となつている。したがつて、一般兵士—プリンキパレス—インムネス—百人隊長という「上下関係」のあり方を明らかにすることで、この必要に答えてみたい。軍隊における「上下」の関係は、必ずしも単一の尺度で測られるものではない。ローマの軍制について言えば、三つの尺度がありうると思える。第一に、兵士個人がたどる昇進階梯をもとに再構成された、ドマシエフスキが言う意味での階級序列 (Rangordnung) である。例えば、ある兵士が役職Aの後に役職Bに就いたとする。このような異動方向が他の兵士の史料にも一致して認められるならば、BはAよりも「上」の役職だと言ふことができる。この作業

を全軍レベルで網羅的に行ふことで、一般兵士と百人隊長のような異なる階級間だけではなく、プリンキパレスに含まれる諸役職間の微妙な上下関係についても、おおむね明らかとなつた。今にちではブリーズによつて、少なくとも史料から判る範囲では、一般兵士から百人隊長に至る昇進階梯がほぼ解明されている (図一)。

この図からは、一般兵士から百人隊長まで、中間にインムネスやプリンキパレスの諸役職をはさんで、いくつもの枝に分かれながらも、まがりなりにも一本の線で昇進階梯が引かれていたことが判るだろう。実は、プリンキパレスとインムネスを一般兵士と百人隊長の中間に置いて「下士官」と位置づける理解は、この尺度からする分析に多くは基づいている。そればかりか、ドマシエフスキの名も相まつて、今にちの階級序列研究はたいいこの尺度に基づいて議論されている。注意しなければならないのは、この尺度はあくまで個人における昇進階梯の順序によるものであつて、必ずしも軍制上に占める位置関係を反映していないということである。実際にこれから別のふたつの尺度から見えてゆくように、プリンキパレスとインムネスの場合、この問題が顕著に現れる。

第二の尺度として、軍隊でもっとも厳格な上下関係と言ふべき、指揮系統上の位置づけについて考えてみたい。「上



「官」と「部下」の関係はここに明瞭に現れるはずである。ところが、まず驚かされるのは、プリンキパレスないしインムネスが固有の命令権行使した痕跡が見られないことである。プリンキパレスとインムネスに含まれる諸役職のうち、その大半は特別に専従する職務のために戦闘部隊(百人隊)を離れてしまうから、そもそも指揮系統のラインをはずれてしまう。さらに、ローマ軍には百人隊よりも下位の細分化された行動単位が存在しなかったのだから、百人隊長より下位の指揮官が存在し固有の命令権をふるう枠組自体が存在しなかった。百人隊副官(*optio*)にしても、まさにウエゲティウスが述べていたように、百人隊長の補佐をつとめ、いざというときにはその「代理」として指揮をとるための役職であり、百人隊の下部単位を指揮するといふことはなかった。換言すれば、百人隊長が存在するかぎりには百人隊副官が「部下」を指揮し率いるといふことはなかったのである。後二世紀の学者フェストゥスによる百人隊副官の定義は、この側面を際立たせている。

オプティオ(願望・選択)とは願望のことである。しかし、軍事においてオプティオ(百人隊副官・十人隊副官)は、十人隊長ないし百人隊長が公務をいっそう容易になしうるように、自分の傍らに私事の補佐役として選び求めたものが、そう呼ばれる。

ここで「私事の補佐役 *rerum priatarum minister*」と局限しているのはおそらく言いすぎだろうが、百人隊副官はなによりもまず、百人隊長の個人的な補佐であったことを示唆している。

日常的な軍紀の維持という観点からも、プリンキパレスとインムネスがなんらかの「上官」的役割を果たしたとする根拠はない。とりわけ、百人隊長が部下に対して有した懲戒権は、彼らには与えられていなかったと見るべきである。百人隊長は自らの判断と責任で部下の兵士に懲罰を科すことができ、それゆえ兵士からは恐れられ、ときに憎悪されてもいたのだが、プリンキパレスとインムネスについてそのような徴候を史料上に認めることはできない。また、ウエゲティウスが言及する「教練兵 *campigeni*」などは、当然訓練中は一般兵士に対する一種の命令権限を有したのだろうが、これはその職務に必然的に付随するのであって、百人隊長がその地位ゆえに自ずと有した懲戒権とはまったく比肩しうるものではないのである。

軍営生活上は「天幕班 *contubernia*」と呼ばれる一種の生活単位が百人隊の下部に存在していたが、これは文字通り軍営でひとつの天幕を共有する兵士のまとまりのことであって、なんら作戦行動上の意味を有さないし、その指揮官的立場の者も存在しないのである。先に挙げたウエゲティ

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス(柴野)

ウスは「伝令兵は、兵士の天幕班を通じて指令板(の内容)を周知させる」としているが、これには作戦行動上の意味はなく、軍営内においてすばやく情報を伝達するために、まとまった生活単位ごとにまわされる回覧板のようなものを意味すると取るべきである。この状況は、いわゆる「下士官」が一定数の兵士集団(ユニット・班・分隊)を指揮する「上官」であるのと比べ、際立った相違だと言わねばならない。つまり、プリンキパレスとインムネスは指揮系統上、一般兵士にとって「上官」ではなかったのである。

第三に、ローマ軍に特有の尺度として、個々の兵士が受領する俸給額がある。元首政期の軍隊では、各部隊種・各階級ごとに俸給額が厳密に設定されていた。これはハドリアヌス帝治期以後は騎士身分の各官階梯ごとに俸給額が設定されていたのと同じで、額面の差はそのまま「格」の差を示している。軍務勤続年数による俸給額の上昇などなかったからである。例えば、同じ一般兵士であっても俸給額は上から順に、近衛隊兵士、軍団兵士、補助軍兵士、となる。これは、それぞれの部隊種の格の差をそのまま反映しているのであって、近衛隊兵士が軍団兵士の上官であったということの意味しない。この観点からプリンキパレスとインムネスの位置づけを見ると、次のようになる。

一般兵士(Ⅱ雑役負担兵) 基本給  
インムネス 基本給  
プリンキパレス 一倍半給・二倍給・(三倍給)<sup>29)</sup>

注目すべきは、一般兵士とインムネスの俸給額が同じであり、したがって格が同じであったということである。両者を区分するのは雑役免除特権の有無だけにすぎない。他方、プリンキパレスはこの両者よりも格が上であったということになる。

以上、三つの尺度から検討してきたが、そこから得られた画像は、実際には先の古代の史料による曖昧な定義とよく合致することが判る。史料が曖昧であったというよりも、プリンキパレスとインムネスが軍制上に拠って立つ位置そのものが曖昧であったわけである。ここで要点をまとめておこう。

- 一、プリンキパレスとインムネスは、特定の職務への専従ゆえに雑役を免除されるというただ一点で、一般兵士とは区別された。
- 二、ともに指揮・命令系統上の厳密な意味において、一般兵士の「上官」を意味しなかった。つまり、一般兵士を指揮・統括し命令を下すための「階級」ではない。
- 三、インムネスは一般兵士と同格であったが、プリンキパ

レスは一段格上と位置づけられていた。このことは、インムネスとプリンキパレスの間がなんらかのメルクマールによって区分されていたことを意味している。

四、他方、パテルヌスとウエゲティウスがそれぞれ挙げる役職リストには一部重複があるので、両者間の区分には曖昧さなし流動性があった。

#### 四 いわゆる「ベネフィキアリウス」との関係

最後に、プリンキパレスとインムネスを任命する、つまりその兵士を特定の職務に専従させる責任主体について論じておく。この点については、皇帝の裁可を必要とせず、現場の将校の判断で任命がなされていたことを示す、格好の史料が存在する。先に書簡を引用したユリウス・アポリナリウスが、やはり先の書簡と同時期に出した別の書簡である<sup>(2)</sup>。

私が総督兼軍団長クラウディウス・セウエルスに自分を彼の書記役 (*librarius consularis*) にくれよう頼みましたところ、彼が言うには「(今は) 空きがない。そこで (空きがでる) それまでの間、(その後総督付書記役に昇進させるといふ) 見込みつきで、そなたを軍団付書記役 (*librarius legionis*) としてよつ。」

さて、すでに見たように、プリンキパレスとインムネスの本質的な定義とは、特定の職務への専従と雑役の免除であった。この雑役の免除という共通にして唯一の特質は、先にも引用した後二世紀の学者フェストゥスによる次の一文を想起させる<sup>(3)</sup>。

ベネフィキアリウスは、恩顧によつて雑役を免除されている兵士がそう呼ばれている。反対に、雑役負担兵は、免除されずに国家の義務を果たしている (兵士) がそう称されている。

フェストゥスによれば、「恩顧 *beneficium*」によつて「雑役 *munus*」を免除される兵士は「ベネフィキアリウス *beneficiarius*」と呼ばれていた。そして彼らは、ウエゲティウスによるプリンキパレスの定義と同様、「雑役負担兵 *munifices*」と対置されている。フェストゥスの場合、雑役負担兵が果たすべきは「国家の義務 *munus reipublicae*」とされているが、これはフェストゥス (ないし後代の筆記者) の概念把握が混乱した結果だろう。なぜなら、ベネフィキアリウスも兵士として国家の義務を果たしていたことは端から明白であり、ここは *reipublicae* を省略して兵士の「雑役」という限定的な意味に取らないかぎり、理解できないからである。とはいえ、この「恩顧」が具体的になにを

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス（柴野）

意味するのか、これだけでは判然としない。

元首政期の碑文史料とパピルス史料は、軍隊の現場ではベネフィキアリウスという語が、プリンキパレスに含まれる特定の役職名であったことを示している。これは、プリンキパレスの役職リストにそれを含めるウエゲテイウスの説明とも合致している。いわく、「ベネフィキアリウスは、軍団副官の恩顧によって昇進させられるので、そう呼ばれる」とある。ここから、プリンキパレスのなかでもとくにその立場を上官の「恩顧によって」得ている者がベネフィキアリウスと呼ばれたのだ、こう見ることができるかもしれない。しかし、ことはそう単純ではない。タキトウスや小プリニウスに見られるように、文学作品に現れる *beneficiarius* という語は、碑文などに見られる厳密な軍隊用語と比べて、もう少し広い意味で使われているからである<sup>36</sup>。

具体的に見てみよう。一〇九年、小プリニウスとトラヤヌス帝の往復書簡に、ビテュニア総督プリニウスが皇帝の命に応じて、同地に派遣されてきたポントウス沿岸長官 (*praefectus orae Ponticae*) ガウイウス・バッススに對し、配下の兵員を貸したというくだりがある<sup>37</sup>。

プリニウスよりトラヤヌス帝宛て

主よ、ポントウス沿岸長官ガウイウス・バッススが、ことさらに恭しくかつ職務に忠実に私のもとを訪れ、私とともにいく日か過ごしました。私が察しましたところでは、彼は貴頭の士であり、陛下の慈愛に値する人物であります。私は彼に陛下のご命令を熟知させました。つまり、私が指揮することを陛下がご定めになられたコホルス諸部隊から、ベネフィキアリウス一名、騎兵二名、百人隊長一名が（バッススに）割りあてられるべきであるということです。彼はその人数では十分ではない、その旨陛下に書簡を送るつもりである、と私に答えました。このような次第で私は、彼が増員したことを直ちに撤回すべきとは判断しなかつたのです。

トラヤヌス帝よりプリニウス宛て

ガウイウス・バッススは、余の命によって編成され与えられた兵士の数では自分には不十分である旨、余に書き送ってきた。余が彼に返答したことについては、そなたにも通ずるよう、この書簡に（バッスス宛て返書の写しを）添えておくように命じた。重要なことは、事態がそれ（増員）を要求しているのか、それとも人（バッスス）がよりいっそうの権限を行使したいと望んでいるのか、ということである。我々にとつては、公共の福利のみが顧慮されるべきことであるし、可能なかぎり兵士たちが軍旗のもとを離れることがないよう、配慮されるべきなのである。

このバツスがエフェソス出土の碑文に現れる。この碑文は、やはりこのときポントウス沿岸長官であったバツスに、「彼の近侍の兵士たち praetori(i) eius」八名が奉じたものである。八名の内訳は、馬丁 (strator) 二名、首席吏員 (cornicularius) 三名、百人隊副官 (optio) 二名、伝令兵 (messerarius) 一名。先の書簡の兵士一二名 (百人隊長は除く) と碑文の八名が対応していると見る研究者も多い。その対応関係とは、馬丁二名が騎兵二名に、碑文の残り六名がベネフィキアリウス一〇名のうち六名に、というものである。この見解はおそらく AE 1972 の編者が言い出したことであり、その後もシュパイデルやランコフといった研究者がこれを肯定している。この見解を受け容れるならば、プリニウスはプリンキパレスに含まれる諸役職を一括してベネフィキアリウスと呼んでいたということになる。

それに対しネリロクレマンは、このような完全な対応関係には慎重な姿勢を崩していない<sup>④</sup>。けれども、先の往復書簡の文面から、我々はこの対応関係を認めることができると思われる。第一に、トラヤヌスの返書は「可能なかぎり兵士たちが軍旗のもとを離れることがないよう」と強調しているように、ひたすらバツスのもとに動員される兵士の数だけを気にしている。かかる状況において、プリニウスが個々の正式な役職名にこだわったとは思えない。第二

に、バツスが示した切迫感、彼の配下には兵士が常時いたわけではなく、欠くべからざる必要に応じて最小限度の兵士を借り受けていたであろうことを示している。しかも、トラヤヌスはわずか一三名の兵員の動員にさえいちいち介入していたのである。ならば、碑文の八名もプリニウスが貸し出した人員の一部と考える方が自然だろう。

このような対応関係を認めるならば、碑文の側にベネフィキアリウスへの言及がないことは、プリニウスの用語法が碑文とは別の、広義で曖昧なままであったことを示している。要するにプリニウスは、上官 (プリニウス自身) の命令で特定職務 (バツスに同行) にあたり、それゆえ当然所属部隊での雑役は免除されるような兵士のことを、なべてベネフィキアリウスと呼んでいるのである。

すなわち、フェストウスやウエゲティウスが注記している「上官の恩顧によつて」という特質は、狭義の厳密な意味でのベネフィキアリウスだけではなく、そのままプリンキパレスやインムネスの全体にもあてはまり、そこから広義のベネフィキアリウスの用語法に見られる曖昧さが生じたのだと考えられる。プリンキパレスやインムネスへの任命は皇帝の裁可を必要とせず、現場の將校を責任主体として行われた。けれどもその任命は、先のアポリナリウスの書簡二通が感じさせるように、特定職務への専従と雑役免

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス(柴野)  
除特権ゆえに、任命される兵士の側には、責任主体たる上官の「恩顧」を意識させるものであったのである。

おわりに

ここまで見てきたように、プリンキパレスとインムネスは本質的に、いわゆる歴史概念としての「下士官」とは無縁な存在であった。なにより、その軍制上の位置は一般兵士にとっての「上官」を意味しなかったからである。実際には、現場の将校レベルの任命によって、ある特定の職務に専従した兵士たちの総称であった。それゆえ、その任命は軍制的な裏づけを伴う特定階級への「昇進」としてなされたというよりも、任命の責任主体である上官との人的関係を強く意識させるものであった。この点でも、いわゆる「下士官」とは異なってくる。「下士官」の場合、責任主体は現場の将校にあると言っても、あくまでそれは手続き上の問題にすぎなかったからである。プリンキパレスとインムネスを包含する広義の「ベネフィキアリウス」という表現は、任命される兵士の側から見たその本質を見事に言い表している。

ここから新たな問題が生じるだろう。そもそも、プリンキパレスとインムネスに含まれる諸役職は、ときにパーソ

ナルであり、ときにアド・ホックな性質を持つ、すぐれて雑多なものであった。それらが、このような総体として軍隊内に形成され、一定の統一性を持った集団として認識されるに至った、その歴史的経緯はどのようなものであったのか。なぜこのような、軍制的には曖昧ながらもまとまりあるグループを軍隊内に包含しなければならなかったのか。

ローマ軍制においてプリンキパレスおよびインムネスが抱える本質的な曖昧さは、おそらくこの歴史的経緯に端を発するのだろう。本稿では踏み込まなかったインムネスとプリンキパレスの判りにくい区分もまた、同様だと思われる。その点については、プリンキパレスとインムネスの形成過程を論ずる別稿で、詳しく取り上げるつもりである。

註

(1) ローマ軍の階級序列に関する研究はドマシエフスキ以来の蓄積がある。なかでも、本稿が対象とする百人隊長より下位について、主要な研究は以下の通り。A. von Domaszewski, *Die Rangordnung des römischen Heeres*, (1908); 2. Aufl. von B. Dobson (1967); E. Sander, *Zur Rangordnung des römischen Heeres: die gradus ex caliga. Historica* 3 (1954), 87-105; G. R. Watson, *Immunis libarius*. In *Britain and Rome: essays presented to Eric Birley on his sixtieth birthday*, (1966), 45-55; Id., *The Roman soldier*.

- (1969); D. J. Breeze, *Pay grades and ranks below the centurionate*. *JRS* 61 (1971), 130-35; M. Clauss, *Untersuchungen zu den principales des römischen Heeres von Augustus bis Diokletian: cornicularii, speculatores, frumentarii*. Diss. Bochum (1973); D. J. Breeze, *The organisation of the career structure of the immunes and principales of the Roman army*. *BJ* 174 (1974), 245-92; Y. Le Bohec (ed.), *La hiérarchie (Rangordnung) de l'armée romaine sous le Haut-Empire: actes du Congrès de Lyon (15-18 septembre 1994)* (1995); J. Nels-Clement, *Les beneficiarii : militaires et administrateurs au service de l'empire (Ier s. a.C. - VIe s. p.C.)*. (2000). ヤウシロ D. J. Breeze and B. Dobson, *Roman officers and frontiers*. *Mavors Roman army researches* 10 (1993) は本稿に引用したブリーズの論文を参考して書かれたもの。
- (2) Watson, *Roman soldier, cit.*, 75. 'non-commissioned ranks'; Clauss, *Untersuchungen zu den principales, cit.*, 1: 'Unteroffiziere'.
- (3) トリンキムスの初出は、一〇七一年のペルシス書簡(*P.Mich VIII 465*)。一三三年の碑文(*CIL VI 221* [= *CBF 912*])である。インクスネスの方は、カウシロ 一三三〇五年の碑文(*JSM V 137* [= *CIL III 6178-6180* = *CBF 6301*])。一五五年の碑文(*CIL III 7449* [= *CBF 643*])。参考。
- (4) Clauss, *Untersuchungen zu den principales, cit.*; Nels-Clement, *Les beneficiarii, cit.* ナウ。
- (5) Breeze and Dobson, *Roman officers, cit.* ブ。参考 ヤウ。

- ついでに、ブレンンの諸論文を参照。
- (6) ヴァンヘフススキ以後、Breeze, *Organisation, cit.* カウで、カウ完全なカタログと昇進「スターン」を提示している。その各部隊種別の昇進「スターン」を示す図(p. 251, 257, 261, 268, 281)は、精密に構築されたローマ軍といふ印象を我々に抱かせるに十分である(図一参照)。
- (7) 加藤友康編『歴史学事典 七 戦争と外交』弘文堂(一九九九年)所収の「階級」「士官」「将校」の三項目(それぞれ大久保桂子)を参照。
- (8) Polybios VI 24, 1: *exlexan textiarhus aristinden*. (9) VI 24, 2: *prosekegontai d' houtoi palin autoi tous isous ouragous*.
- (10) VI 24, 6: *houtoi de kath' hekastên speiran ek tôn katalipomenôn exlexan autoi duo, tous akmatotatous kai gematotatous andras, sēmataphorous*.
- (11) エ・マニヤー(鈴木一州訳)『ローマ人の国家と国家思想』筑波書店(一九七八年)一七七頁以下。ヤウシロ J. Suolanti, *The junior officers of the Roman army in the Republican period: a study on social structure* (1955), 27f, 34, 43.
- (12) E. Birley, *Promotions and transfers in the Roman army II: the centurionate*. In Id., *The Roman army: papers 1929-1986*. *Mavors Roman army researches* 4 (1988), 206-220 [= *Carnuntum Jahrbuch* 1963/64]. カウリーは「軍団百人隊長の地位にめぐって第一に念頭に置くべきは、彼らは本質的に将校であつて、士官ではない」という「カウ」である」と強調する(p. 206f)。元首政期の百人隊長位

にこのことば、前掲のマンヌスの語彙文を参照。

- (13) 例へば *CL* III 3256; 10589; 14347<sup>2</sup>; V 6785 [= *CBF* 8961; 7884; VI 3360; XIII 5623; 6968; 7077; 8619; 8670; 11178 [= *CBF* 35].

- (14) Tarruntenus Paternus, *Dig.* L 6, 7: Quibusdam aliquam uacationem munerum grauiorum condicio tribuit, ut sunt mensores, optio ualeitudinarii, medici, capsarii, et artifices et qui fossam faciunt, ueterinarii, architectus, gubernatores, naupegi, ballistrarii, specularii, fabri, sagittarii, aerarii, buccularum structores, carpentarii, scandularii, gladiatores, aquilices, tubarii, cornuarii, arcuarii, plumbarii, ferrarii, lapidarii, et hi qui caleem cocunt, et qui siluam infundunt, qui carbonem caedunt ac torrent. In eodem numero haberi solent lani, uenatores, uictinarii, et optio fabricae, et qui aegris praesto sunt, librarii quoque qui docere possint, et horreoium librarii, et librarii depositorum, et librarii caducorum, et adiutores corniculariorum, et stratores, et polliones, et custodes armorum, et praeco, et bucinator. Hi igitur omnes inter immunes habentur.

- (15) Cf. Paulus, *Dig.* L 16, 18.

- (16) Vegetius, *Epitoma rei militaris* II 7: Nomina et gradus principiorum legionis.

Antiqua ordinatio legionis exposita, principipalium militum et, ut proprio uerbo utar, principiorum nomina ac dignitates secundum praesentes matriculas

indicabo.

Tribunus maior per epistolam sacram imperatoris iudicio destinatur. Minor tribunus peruenit ex labore. Tribunus autem uocatur ex tribu, quia praest militibus, quos ex tribu primus Romulus legit.

Ordinari dicuntur qui in proelio[quia primi sunt,] ordines ducunt. Augustales appellantur qui ab Augusto ordinariis iuncti sunt. Flauiales item, tamquam secundi Augustales, a diuo Vespasiano sunt legionibus additi.

Aquiliferi qui aquilam portant. Imaginari qui imperatoris imagines ferunt. Optiones ab adoptando appellati, quod antecedentibus aegritudine praepeditis hi tamquam adoptati eorum atque uicarii solent uniuersa curare. Signiferi qui signa portant, quos nunc draconarios uocant. Tesserari qui tesseram per contubernia militum nuntiant; tessera autem dicitur praecipuum ducis, quo uel ad aliquod opus uel ad bellum mouetur exercitus. Campigeni, hoc est antesignani, ideo sic nominati, quia eorum opera atque uirtute exercitii genus crescit in campo. Metatores qui praecedentes locum eligunt castris. Beneficarii ab eo appellati, quod promouentur beneficio tribunorum. Librarii ab eo, quod in libris referunt rationes ad milites pertinentes. Tubicines cornicines et bucinatores qui tuba uel aere curuo uel bucina committere proelium solent. Armaturae



元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス(柴野)

publica officia.

(25) タキトウス『年代記』第一卷一六章以下、三一章以下)が伝えている、テイヘリウス帝治期にパンノニアとゲルマニアで起きた軍団叛乱の様相は、百人隊長が部下に対して有した絶大な権限とそれに対する部下の怒りを、非常に鮮明に描き出している。その後の史料にも、プリンキパレスとインムネスについてこのような描写は見られない。

(26) Vegetius II 7: Campigeni, hoc est antesignani, ideo sic nominati, quia eorum opera atque uirtute exercitii genus crescit in campo.「教練兵すなわち軍旗前衛兵は、彼らの働きと熟練によつて教練場における訓練の様式が高められるがゆえに、さう呼ばれる。」

(27) Vegetius II 7: Tesserrari qui tesseram per contubernia militum nuntiant.

(28) 元首政期後半となる、軍団の枠組が徐々に溶解し、分遣隊 (uexillatio) の活用が主流となつてくる。それに伴い少数の兵士集団の独立的な運用が増えつゆぐが、その指揮は百人隊長に委ねられる。M. P. Speidel, *Princeps as a title for ad hoc commanders. Britannia* 12 (1981), 7-13, 13 は「プリンキパレスにも分遣隊指揮官 (princeps uexillationis) として指揮権が委ねられたらう」と推測しているが、もとよりその根拠はなにもなく。

(29) Breeze, *Pay grades, cit.* による。具体的な額面は部隊種によつて基本給が異なるので変動するが、倍率自体は全軍に適用できる。

(30) 「三倍給兵 triplicarius」の存在はドマシエフスキによつて想定されていたが、碑文・文献とも史料が一例も存在せず、

Breeze, *Pay grades, cit.* はその存在を否定していた。その後 AE 1976, 495 によつて初めて史料上に確認された。しかし「一倍半給兵」と「二倍給兵」は先のウエゲティウスの一文のほか碑文史料中にも繰り返し言及されているのに、「三倍給兵」への言及が同碑文以外には一切見られないことから、この triplicarius をドマシエフスキの言う「三倍の俸給額を受領する兵士」という意味に取るのができるのか、疑問点も多々。

(31) P. Mich VIII 466, ll. 25-30: [kai erō] tēsantos mon Klaudion Selouētiōn ton hypatikon heima me libyarron heantou potēsēi, eipontos de [a]uton hoti topos ou scholaz [1], en tosouōi de libyarrion se legōnos potēsō eph' elpidōn.

(32) Sex. Pompeius Festus, *De significatione uerborum* 30L (33M): Beneficari dicebantur milites, qui uacabant numeris beneficior; e contrario munifices uocabantur, qui non uacabant, sed munus reipublicae faciebant.

(33) ローマ法における「国家のための不在 rei publicae causa abesse」として認められる事由には、兵役が含まれている (Scaeuola, *Dig.* IV 6, 45)。それゆえ「兵士」には「兵士の原状回復 in integrum restituito militum」という特別救済が認められていた。原田慶吉・境野剛「羅馬法に於ける兵士の私法的地位」『法學協會雑誌』五九卷(一九四一年)六六〇一〇一頁、九九頁以下。勅法のなかにも「兵役中に自己の財産が時効取得されたり、担保権を履行されて売却されたりした際に、この保護を賦与して取得時効もしくは売却取り消しを認めている事例が含まれている (Cod. Inst. II 50: De

restituione militum et eorum qui rei publicae causa  
 afuerunt)° Cf. *Edictum perbuthum* 44(*FIRA*<sup>2</sup> I p. 346f).  
 (37) 例々特<sup>レ</sup> *CIL* IX 5809 [= *CBF* 874] 2ト特<sup>レ</sup> principalis  
 beneficiarius ヲスハ奉詔ナ思ハス。 亦特<sup>レ</sup> *CIL* VI 220  
 [= *CBF* 915] ; VI 221 [= *CBF* 912] 2ト特<sup>レ</sup> 韓文ノ共同奉  
 詔者ト雖ビ principales ノ頭ト beneficiarii ノ金持トス  
 也°

(38) Vegetius II 7: Beneficiarii ab eo appellati, quod  
 promouentur beneficio tribunorum.

(39) A. H. M. Jones, Roman civil service (clerical and  
 sub-clerical grades). *JRS* 39 (1949), 38-55, n. 59 2ト特<sup>レ</sup>  
 2ト奉詔トスルヲ特<sup>レ</sup>トスル也°

(40) Plinius, *Epistulae* X 21-22:

C. Plinius Traiano Imperatori.

Gaius Bassus praefectus orae Ponticae et  
 reuentissime et officiosissime, domine, uenit ad me  
 et compluribus diebus fuit mecum, quantum  
 perspicere potui, uir egregius et indulgentia tua  
 dignus. Cui ego notum feci praecepisse te ut ex  
 cohortibus, quibus me praeesse uoluisti, contentus  
 esset beneficiariis decem, equitibus duobus,  
 centurione uno. Respondit non sufficere sibi hunc  
 numerum, idque se scripturum tibi. Hoc in causa fuit,  
 quominus statim reuocandos putarem, quos habet  
 supra numerum.

Traianus Plinio.

Et mihi scripsit Gaius Bassus non sufficere sibi eum

militum numerum, qui ut daretur illi, mandatis meis  
 complexus sum. Cui quae rescriptissem, ut notum  
 haberes, his litteris subici iussi. Multum interest, res  
 poscat an hoc nomine eis uti latius uelit. Nobis autem  
 utilitas demum spectanda est, et, quantum fieri  
 potest, curandum ne milites a signis absint.

(38) *LEphesos* III 680 [= *AE* 1972, 573 = D. Knibbe, *JÖAI*  
 49, Beibl. 15-19, Nr. 2]. Cf. H. Devijver, *Prosopographia*  
*militarium equestrium* G8 (I/IV/V).

(39) M. P. Speidel, *Guards of the Roman armies: an essay*  
*on the singulares of the provinces*. (1978), 5, n. 12, N. B.  
 Rankov, Die Beneficiarii in den literarischen und  
 papyrologischen Texten. In *Der römische Weinbezirk*  
*von Osterburken*. II *Kolloquium 1990* (1994), 219-232, 220.  
 ただし、碑文の editio princeps を公にしたクニッツ(邦)  
 の点に踏み込んではいなう°

(40) Nelis-Clément, *Les beneficiarii*, *cit.*, 70.

(東北大学大学院文学研究科博士後期課程)

## *Principales* and *Immunes* in the Roman military system

by SHIBANO, Hiroki

*Principales* and *immunes*, ranked below the centurionate in the military system under the Principate, have been recognized as “non-commissioned officer (NCO).” But ancient sources (Tarruntenus Paternus, *Dig.* L 6, 7; Vegetius, *Epitoma rei militaris* II 7) define them as soldiers who are released from fatigue duties so that they can be devoted to other special functions.

The author examines the position of *principales* and *immunes* in the *Rangordnung* according to the following three criteria, i. e. (1) career structure, (2) command structure, and (3) pay grades, and thus reveals them not to be “NCO,” ranked between private soldier and centurion, but to be soldiers who are released from fatigue duties so that they can be devoted to other special functions, just as Paternus and Vegetius defined.

The expression of “*beneficiarii*” in the broad sense, comprehending *principales* and *immunes*, shows that the soldiers appointed to be *principales* or *immunes* felt an obligation to the field officers as persons with appointive power.

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス (柴野)